

東京都公報

発行
東京都

目次

71

条 例

- 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）……………七
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………八
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………八
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………九
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一〇
- 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一〇
- 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一〇
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一一
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一三
- 東京都特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………（同）……………一三
- 職員の配偶者同行休業に関する条例……………（同）……………一四
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一五
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一六
- 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）……………一七

- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）……………一八
- 東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一九
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）……………一九
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………一九
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）……………二〇
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）……………二〇
- 宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）……………二一
- 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）……………二二
- 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二三
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二四
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二四
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二四
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………二四

条例のあらまし

●公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三八号)

一 公益的法人等に派遣することができる職員に任期付職員を加えます。

- 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…五)
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…五)
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…五)
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…六)
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…六)
- 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…六)
- 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(同…六)
- 東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同…七)
- 東京都地域医療介護総合確保基金条例(同…七)
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(同…七)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(環境局)…六
- 東京都廃棄物条例の一部を改正する条例(同…元)
- 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(交通局)…三〇
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(東京消防庁)…三〇

二 この条例は、公布の日から施行します。

●職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三九号)

一 職員の給与に関する条例(昭和二六年東京都条例第七五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四〇号)

一 給料月額と地域手当との配分変更を踏まえ、退職手当の調整額を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四一号)

一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四二号)

一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四三号)

一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四四号)

- 一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一四五号)

- 一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一四六号)

- 一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 (条例第一四七号)

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七六号) の施行に伴い、東京都特別職報酬等審議会において審議する給料の額に、教育長の給料の額を加えます。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●職員の配偶者同行休業に関する条例 (条例第一四八号)

- 一 地方公務員法の一部を改正する法律 (平成二五年法律第七九号) の施行に伴い、配偶者同行休業に関し必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一四九号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年一月一日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五〇号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日ほかから施行します。

●東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五一号)

- 一 公職選挙法の一部を改正する法律 (平成二五年法律第九三号) の施行に伴い、選挙区に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年三月一日から施行します。
- 三 この条例による改正後の東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用します。

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例 (条例第一五二号)

- 一 独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第六六号) 等の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二五年法律第二七号) 等の施行に伴い、東京都情報公開・個人情報保護審議会の審議事項に特定個人情報保護評価に関する事項を追加するほか、所要の改正を行います。
- 三 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五三号)

- 一 独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第六六号) 等の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日ほかから施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五四号)

- 一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五五号)

- 一 一般職の非常勤職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第一五六号)

- 一 東京都立小金井特別支援学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日ほかから施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一五七号)

- 一 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件(平成二十二年建設省告示第一六一号)の改正を踏まえ、設計住宅性能評価書を添えて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(例)

- (一) 一〇〇平方メートル以内のもの 一六、〇〇〇円
 - (二) 一〇〇平方メートルを超え、五〇〇平方メートル以内のもの 五七、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一五八号)

- 一 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八一号)の施行等に伴い、宅地建物取引士証の再交付申請手数料に係る規定を設けるとともに、規定を整備します。

(例) 宅地建物取引士証の再交付申請手数料 四、五〇〇円

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五九号)

- 一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第一九六号)の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第一六〇号)

- 一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第一九六号)の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六一号)

- 一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第一九六号)の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六二号)

- 一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第一九六号)の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六三号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六四号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六五号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六六号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする

る事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六七号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六八号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六九号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七〇号)

一 地方自治法第二五二条の二三第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする

る事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七一号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七二号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七三号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七四号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする

る事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七五号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七六号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七七号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一七八号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (平成二十六年政令第一九六号) の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都地域医療介護総合確保基金条例(条例第一七九号)

一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、東京都地域医療介護総合確保基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第一八〇号)

一 高等専門学校に就学支度資金について貸付限度額を引き上げます。

(例) 就学支度資金(国公立高等専門学校)

月額 一六〇、〇〇〇円 ↓ 月額 三八〇、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二六年一〇月一日以後の貸付けについて適用します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第一八一号)

一

一 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成二六年環境省令第三〇号)の施行による排水基準を定める省令(昭和四六年総理府令第三五号)の改正に伴い、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めます。

二 この条例は、平成二十七年一月一日から施行します。

●東京都廃棄物条例の一部を改正する条例(条例第一八二号)

一 地方自治法第二五二条の二第二項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二六年政令第一九六号)の施行を踏まえ、八王子市の区域の事業者の産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告等について、適用を除外します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一八三号)

例第一八三号)

一 東京都人事委員会勧告を踏まえ、公営企業職員の管理職員特別勤務手当及び再任用職員の単身赴任手当に関する規定を改めるとともに、公営企業職員の配偶者同行休業中の給与について定めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日ほかから施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一八四号)

一 次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二六年政令第三一三三号)の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三三五号)の改正に伴い、児童扶養手当と公務災害補償との調整に係る規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二六年一二月一日から適用します。

条 例

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三百三十八号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(平成十三年東京都条例第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「という。」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員」の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項若しくは第二項又は第四条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)を加える。
第十一条第一号中「再任用職員」の下に「及び任期付職員」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百三十九号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号及び第三号中「六級」を「五級」に改める。

第三十二条第一号及び第三十三条第一号中「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に改める。

第三十四条第一号及び第二号中「六級」を「五級」に改める。

別表第一(一)の項中「六級」を「五級」に改める。

別表第二(一)の項中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に改め、同表(二)の項中「五級」を「四級」に改め、「四級及び」を削り、同表(四)の項中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(東京都産業教育審議会に関する条例の一部改正)

2 東京都産業教育審議会に関する条例(昭和二十七年東京都条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六級」を「五級」に改める。

(東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一部改正)

3 東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例(昭和二十七年東京都条例第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六級」を「五級」に改める。

(東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年東京都条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六級」を「五級」に改める。

(東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年東京都条例第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

別表費用弁償の額の欄中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年東京都条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六級」を「五級」に改める。

(経過措置)

7 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例、附則第二項による改正後の東京都産業教育審議会に関する条例、附則第三項による改正後の東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例、附則第四項による改正後の東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第五項による改正後の東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例及び前項による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百四十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「千円」を「千七十五円」に改める。

第八条第三項中「地方公務員法」の下に「第二十六条の六の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、「同法」を加える。

第十条第四項中「月数、」の下に「配偶者同行休業をした期間又は」を加え、「理由又は」を「理由若しくは」に、「、現実に」を「現実」に改め、同条第五項中「非特定独立行政法人」を「中期目標管理法等」に、「第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの」を「第二条第二項に規定する中期目標管理法及び同条第三項に規定する国立研究開発法人」に改める。

第十条の二第一項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十五条中「非特定独立行政法人」を「中期目標管理法等」に改める。

第十八条第四項中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第十四条第一項又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

付則第十四条中「引き続き非特定独立行政法人」の下に「（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 平成二十七年四月一日前に職員から引き続き国家公務員となつた者が、引き続き中期目標管理法等の職員となり、かつ、引き続き中期目標管理法等の職員として在職した後、任命権者の要請により引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、先の職員としての引き続き在職期間の始期から中期目標管理法等の職員としての引き続き在職期間の終期までを職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が中期目標管理法等を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

付則第二十三条中「附則第五条の」を「同条例附則第五条の」に改める。

付則第二十五条中「附則第五条の」を「同条の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第三十二号）附則第七条による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同条の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正規定は公布の日から、第十八条第四項の改正規定は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第四百一十一号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、東京都規則で定める。この場合において、法第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員（以下「一般職非常勤職員」という。）に関する事項を定めるときは、人事委員会の承認を得るものとする。

第三条の見出しを「（報酬の支給）」に改め、同条第二項中「昭和二十六年東京都条例第七十五号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、

東京都規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。この場合において、一般職非常勤職員に関する事項を定めるときは、人事委員会の承認を得るものとする。

第四条の次に次の一条を加える。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。この場合において、一般職非常勤職員に関する事項を定めるときは、人事委員会の承認を得るものとする。

別表一に備考として次のように加える。

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

別表三中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百二十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「考慮して、」を「考慮し、人事委員会の承認を得て」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百三十三号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「減給」を「常勤職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する減給」に、「暫定手当」を「地域手当」に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の五分の一以下を減ずるものとする。

第四条第三項中「給与」の下に「又は報酬」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百四十四号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、三年」の下に「(非常勤職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))にあつては、一年。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第五条第二項中「何等の給与も支給しない」を「いかなる給与又は報酬も支給されない」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第四百四十五号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年東京都条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) 当該非常勤職員の養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き任用されないことが明らか

である非常勤職員を除く。)

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業

(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日)が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定による産前産後の休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。)第十六条第一項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業を

した日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て東京都規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請

求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削り、同条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第七条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て東京都規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の際育児短時間勤務」に改める。

第八条中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）を「勤務時間条例」に改める。

第十三条第一号中「非常勤職員」を「特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、「占める職員」の下に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第十四条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「企業等職員」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「単純労務職員」という。）で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「企業等職員」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「単純労務職員」という。）で企業等職員以外のものを除く」を「企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員につ

いて一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第十五条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「及び単純労務職員」を「、単純労務職員」に改め、「もの」の下に「及び非常勤職員」を加え、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第十二条に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第四号に規定する地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情による育児休業の承認の請求及び改正後の条例第七条第五号に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情による育児短時間勤務の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百十六号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する 条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年東京都条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、給与」の下に「又は報酬」を加える。

第二条中「給与」の下に「又は報酬」を加え、同条第三号中「又は学校職員勤務時間条例」を「、学校職員勤務時間条例」に改め、「第十五条第三項」の下に「又は都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四十九年東京都条例第三十号) 第十條第一項第一号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定に基づき定めるところにより年次有給休暇を承認されている場合
第二条に次の一項を加える。

2 前項第二号及び第四号の規定は、非常勤職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十六年十二月二十六日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百十七号

東京都特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
東京都特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年東京都条例第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 知事は、施行日前においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正後の地方教育行政の組織及

び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条第一項の教育長の給料の額について、東京都特別職報酬等審議会の意見を聞くことができる。

職員の配偶者同行休業に関する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百八十八号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項、第六項及び第十一項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前

二号に掲げるものに該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として東京都規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請をするときは、職員が配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。第七条第一号及び第八条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならぬ。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- 二 配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十六条第一項その他の規定による妊娠出産休暇により就業しなくなったこと。
- 三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を

任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 配偶者同行休業に関し必要な申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(東京都職員定数条例の一部改正)

3 東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「育児休業」の下に「、配偶者同行休業」を加え、同条第三項中「及び育児休業」を「、育児休業及び配偶者同行休業」に改める。

(学校職員の定数に関する条例の一部改正)

4 学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「育児休業」の下に「、配偶者同行休業」を加え、同条第三項中「及び育児休業」を「、育児休業及び配偶者同行休業」に改める。

(警視庁の設置に関する条例の一部改正)

5 警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

- 第十四条第三項中「育児休業」の下に「、配偶者同行休業」を加え、同条第四項中「及び育児休業」を「、育児休業及び配偶者同行休業」に改める。
- (東京消防庁職員定数条例の一部改正)
- 6 東京消防庁職員定数条例(昭和二十七年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五項中「育児休業」の下に「、配偶者同行休業」を加え、第六項中「及び育児休業」を「、育児休業及び配偶者同行休業」に改める。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

7 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成二十年東京都条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

(東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

8 東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百十九号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六十一の三の項中「という。」の下に、「、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則」を加え、同項の次に次のように加える。

ホ 省令第十三条の規定による知事に提出すべき支給認定の申請事項の変更の届出の受理

ヘ 省令第二十七条第一項の規定による知事に提出すべき医療受給者証の再交付の申請書の受理

ト 省令第二十七条第三項の規定により知事に返還される医療受給者証の受理

チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

附則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百五十号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表九の項中「各市」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同表十六の項イただし書中「ただし、」の下に「八王子市以外の市にあつては、特定の事務（」を加え、「（八王子市にあつては、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に規定

する工場に係るものに限る。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「指定する工場に係る事務」の下に「（八王子市にあつては、特定の事務を除く。）」を加え、同表十六の二の項を次のように改める。

十六の二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。）に基づく粉じんに関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの（延べ面積が二千平方メートル未満の建築物に係るものに限る。）

イ 法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理

ロ 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令

ハ 法第十八条の十九の規定による作業基準適合命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止命令

ニ 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

第二条の表十七の項中「各市町村」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同表二十三の項イ中「各市町村」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同項ロ中「各市」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同表二十六の項イ及びロ中「八王子市、」を削り、同項ハからホまでの規定中「各市町村」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同項ヘからチまでの規定中「八王子市、」を削り、同項リ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、母子生活支援施設及び保育所に係るものを除く。）」を加え、同項ヌ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、助産施設に係るものを除く。）」を加え、同項ヘ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、母子生活支援施設及び保育所に係るものを除く。）」を加え、同項ヲ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、生活支援施設及び保育所に係るものを除く。）」を加え、同項ヅ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、助産施設に係るものを除く。）」を加え、同項カ中「受理」の下に「（八王子市にあつては、母子生活支援施設及び保育所に係るものを除く。）」を加え、同項コ中「ハからホまで、」を削り、同項タ中「イ、ロ、ヘからチまで、」を削り、同項中タをレとし、

ヨの次に次のように加える。

タ	ハからホまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各市町村（八王子市を除く。）
---	--	----------------

第二条の表二十六の項レの次に次のように加える。

ソ	イ、ロ及びヘからチまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	町田市
---	---	-----

第二条の表二十七の項中「各市町村」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同表二十九の項イからニまでの規定中「八王子市、」を削り、同項ホ中「各市町村」の下に「（八王子市を除く。）」を加え、同項ヘからヲまでの規定中「八王子市、」を削り、同表二十九の五の項及び二十九の六の二の項中「八王子市、」を削り、同表二十九の六の十九の項中「という。」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則」を加え、同項ニの次に次のように加える。

ホ 省令第十三条の規定による知事に提出すべき支給認定の申請事項の変更の届出の受理

ヘ 省令第二十七条第一項の規定による知事に提出すべき医療受給者証の再交付の申請書の受理

ト 省令第二十七条第三項の規定により知事に返還される医療受給者証の受理
チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十九の六の十九の項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百五十一号

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和四十四年東京都条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（選挙区）」に改め、同条第二項中「公職選挙法第二百七十一条第二項」を「法第二百七十一条」に、「東京都大島支庁、東京都三宅支庁、東京都八丈支庁及び東京都小笠原支庁の所管区域」を「大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条第一項中「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第二項及び第三項」を「法第十五条第三項」に、「及び西多摩郡」を「、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により、次項及び第三項の選挙区を除き、一の特別区及び市の区域を一選挙区とする。

第三条中「公職選挙法」を「法」に改め、同条の表を次のように改める。

千代田区選挙区	千代田区の区域	一人
中央区選挙区	中央区の区域	一人
港区選挙区	港区の区域	二人
新宿区選挙区	新宿区の区域	四人
文京区選挙区	文京区の区域	二人
台東区選挙区	台東区の区域	二人
墨田区選挙区	墨田区の区域	三人
江東区選挙区	江東区の区域	四人
品川区選挙区	品川区の区域	四人

目黒区選挙区	目黒区の区域	三人
大田区選挙区	大田区の区域	八人
世田谷区選挙区	世田谷区の区域	八人
渋谷区選挙区	渋谷区の区域	二人
中野区選挙区	中野区の区域	四人
杉並区選挙区	杉並区の区域	六人
豊島区選挙区	豊島区の区域	三人
北区選挙区	北区の区域	四人
荒川区選挙区	荒川区の区域	二人
板橋区選挙区	板橋区の区域	五人
練馬区選挙区	練馬区の区域	六人
足立区選挙区	足立区の区域	六人
葛飾区選挙区	葛飾区の区域	四人
江戸川区選挙区	江戸川区の区域	五人
八王子市選挙区	八王子市の区域	五人
立川市選挙区	立川市の区域	二人
武蔵野市選挙区	武蔵野市の区域	一人
三鷹市選挙区	三鷹市の区域	二人
青梅市選挙区	青梅市の区域	一人
府中市選挙区	府中市の区域	二人
昭島市選挙区	昭島市の区域	一人
町田市選挙区	町田市の区域	三人
小金井市選挙区	小金井市の区域	一人
小平市選挙区	小平市の区域	二人
日野市選挙区	日野市の区域	二人
西東京市選挙区	西東京市の区域	二人
西多摩選挙区	福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町の区域	二人

南多摩選挙区	多摩市及び稲城市の区域	二人
北多摩第一選挙区	東村山市、東大和市及び武蔵村山市の区域	三人
北多摩第二選挙区	国分寺市及び国立市の区域	二人
北多摩第三選挙区	調布市及び狛江市の区域	二人
北多摩第四選挙区	清瀬市及び東久留米市の区域	二人
島部選挙区	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域	一人

附則

- この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。
- この条例による改正後の東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百五十二号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改め、同条第六号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第三十四条中第九項を第十三項とし、同条第八項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第十二項とし、同条中第七項を第十一項とし、同条第六項中「その指名する委員三人以上をもって構成する部会に第三項に規定する事項について」を「第三項に規定する事項にあつてはその指名する委員三人以上をもって、第四項に規定する事項にあつてはその指名する委員又は臨時委員三人以上をもって構成する部会に」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 第四項に規定する事項について調査審議するため特に必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、知事が任命する。

9 臨時委員の任期は、その者の任命に係る事項の調査審議期間とする。

第三十四条中第四項を第五項とし、同条第三項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 審議会は、前三項に規定する事項のほか、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができる。

第三十九条中「第三十四条第八項」を「第三十四条第十二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条第二号ハの改正規定は平成二十七年四月一日から、第三十四条第三項の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十三号

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

「第十六条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第六号へ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十六条第六号への改正

規定は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員に対する特例）

第二十条の二 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十五号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「四級」を「三級」に改める。

第九条中「において」の下に「、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て」を加える。

第十条第一項中「休暇を」の下に「、人事委員会の承認を得て」を加え、同項に次の

一号を加える。

三 介護休暇(次項に規定するものを除く。)

第十条第二項中「結婚」の下に「、出産」を、「公民権行使等休暇」の下に「、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間」を、「子どもの看護休暇」の下に「、生理休暇」を加える。

第十一条第一項中「において」の下に「、人事委員会の承認を得て」を加え、同条第二項中「事項は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加える。

第十二条第一項中「第十条第一項各号に掲げる」を「第十条第一項第一号に規定する」に改め、「年次有給休暇又は」の下に「同項第二号に規定する」を、「特別休暇(」の下に「妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇及び」を、「除き、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加え、同条第二項中「教育委員会規則」を「人事委員会の承認を得て教育委員会規則」に改める。

第十四条に後段として次のように加える。

この場合において、日勤講師に関する事項を定めるときは、人事委員会の承認を得るものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百五十六号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

第一条 東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表四の部同小金井特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

国分寺市泉町二丁目二番九号

第二条 東京都立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表四の部同小金井特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

小金井市桜町二丁目一番十四号

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日までの間において東京都教育委員会規則で定める日から施行する。

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百五十七号

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第十二の款一の項中「及び(2)」を「から(3)まで」に、「又は(2)の(イ)を

「、(2)の(イ)又は(3)の(イ)」に、

(2) (1)以外の場合

(2) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成十一年法律第八十一号)第六条第一項の設計住

宅性能評価書(同法第五条第一項の住宅性能評価に係

る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法

を

律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

- (イ) 百平方メートル以内のもの 一万六千円
 - (ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 五万七千円
 - (ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 九万二千円
 - (ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 十七万二千円
 - (ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 二十九万五千円
 - (ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 四十五万五千円
 - (ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 八十二万八千円
 - (チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 百十三万二千円
 - (リ) 三万平方メートルを超えるもの 百三十七万三千円
- (3) (1)及び(2)以外の場合

改める。

別表一の部第十二の款二の項中「又は(2)の(イ)から(リ)まで」を「、(2)の(イ)から(リ)まで又は(3)の(イ)から(リ)まで」に、「又は(2)の(イ)に」を「、(2)の(イ)又は(3)の(イ)に」に改める。

附則

に

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第百五十八号

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別表一の部ハの項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同部ニの項中「宅地建物取引主任者資格登録簿への」を「宅地建物取引士資格登録簿への」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同部ホの項中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同部ヘの項及びトの項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

チ 宅地建物取引業法施行規則 （昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	宅地建物取引士証の再交付申請手数料	四千五百円	再交付申請のとき。
--	-------------------	-------	-----------

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布す

る。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十九号

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十一条）」を「（第四十一条・第四十二条）」に改める。

第四十一条を第四十二条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第四十一条 この条例の規定は、八王子市の区域における保護施設等（当該区域に存する東京都が設置する保護施設等を除く。）については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十号

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表八王子市の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公

布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十一号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

る条例

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十条）」を「（第三十条・第三十一条）」に改める。

第三十条を第三十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十条 この条例の規定は、八王子市の区域における養護老人ホーム（当該区域に存する東京都が設置する養護老人ホームを除く。）については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十二号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十四条）」を「（第五十四条・第五十五条）」に改める。

第五十四条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第五十五条とし、第六章中同

条の前に次の一条を加える。

(適用除外)

第五十四条 この条例の規定は、八王子市の区域における特別養護老人ホーム（当該区域に存する東京都が設置する特別養護老人ホームを除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十三号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十一条）」を「（第四十一条・第四十二条）」に改める。

第一条中「及び第三十一条」を「、第三十一条及び第四十一条」に改める。

第四十一条を第四十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(適用除外)

第四十一条 この条例の規定は、八王子市の区域における軽費老人ホーム（当該区域に存する都が設置する軽費老人ホームを除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十四号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十五号

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十六号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百六十七号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百六十八号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百六十九号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百七十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百条）」を「（第百条・第百一条）」に改める。

第百条を第百一条とし、第十五章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第百条 この条例の規定は、八王子市の区域における助産施設、母子生活支援施設及び保育所（当該区域に存する東京都が設置する助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十一号

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条）」を「（第二十条・第二十一条）」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十条 この条例の規定は、八王子市の区域における婦人保護施設（当該区域に存する東京都が設置する婦人保護施設を除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十二号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。
第百九十六条第一項中「指定共同生活援助を」を「サービスを」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十三号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八十九条）」を「（第八十九条・第九十条）」に改める。

第八十九条を第九十条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第八十九条 この条例の規定は、八王子市の区域における障害福祉サービス事業（当該区域における東京都が行う障害福祉サービス事業を除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十四号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都」の下に「の区域（八王子市を除く区域をいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十五号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十五条）」を「（第四十五条・第四十六条）」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第四十五条 この条例の規定は、八王子市の区域における障害者支援施設（当該区域に存する東京都が設置する障害者支援施設を除く。）については、適用しない。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十六号

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十条 この条例の規定は、八王子市の区域におけるセンター（当該区域に存する東京都が設置するセンターを除く。）については、適用しない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十七号

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第十八条 この条例の規定は、八王子市の区域における福祉ホーム(当該区域に存する東京都が設置する福祉ホームを除く。)については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十八号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年東京都条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「(第三十六条―第四十条)」を「(第三十七条―第四十一条)」に改める。

第二十四条中「犬、猫等」を「犬若しくは猫」に改め、「又は」の下に「所有者の判明しない犬、猫等を」を加える。

第四十条中「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一号中「飼養した」を「飼養し、又は保管した」に改め、同条を第四十条とし、第三十六条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げ、第七章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十五条 第九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十九条、第三十条並びに第三十四条第一項第八号、第二項及び第三項(同条第一項第八号又は第二項に係るものに限る。)の規定は、特定動物に関する部分を除き、八王子市の区域に

ついては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第二十一条第一項又は第三項の規定により引取りを求められた場合及び旧条例第二十三条第一項の通報があった場合における引取り、収容等については、なお従前の例による。

3 前項の規定により引き取り、又は収容した動物に係る手数料又は飼養等に要した費用の納付については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に、旧条例第二十一条第三項、第二十二條第一項又は第二十三条第一項の規定により引き取り、又は収容した動物に係る手数料又は飼養等に要した費用の納付については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に、飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えた場合において、旧条例第二十九条第一項の規定による飼い主の届出義務については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に、犬が人をかんだ場合において、旧条例第二十九条第二項の規定による飼い主のその犬に係る検診義務については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都地域医療介護総合確保基金条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十九号

東京都地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第一条の目的を達成するための事業の実施に係る精算の終了する日限り、その効力を失う。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例(昭和四十五年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表就学支度資金の項中「、高等専門学校」を削り、「若しくは短期大学」の下に「、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校」を、「、短期大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、平成二十六年十月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第七 四の部(一)の款の表(一)の項中「〇・〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・一」を「〇・〇三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十九年十一月三十日（金属鉱業及び溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）に属する工場又は指定作業場にあつては、平成二十八年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3 工場又は指定作業場に係る汚水を処理する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

4 附則第二項に規定する規制基準は、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表備考第五号に規定する検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5 この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水のカドミウム及びその化合物に係る規制基準は、平成二十七年五月三十一日（この条例の施行の際既に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設が設置され、又は当該施設の設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、平成二十七年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表及び前三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化	金属鉱業	○・〇八

化合物（単位 リットルにつきミリグラム）

非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	○・〇九
非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）	○・一

備考

中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

東京都廃棄物条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百八十二号

東京都廃棄物条例の一部を改正する条例

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第百四十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第二十七条 第十四条の規定は、八王子市の区域については、適用しない。

2 第十四条の二から第十四条の四までの規定は、八王子市長の許可に係る事業に関する報告等については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都廃棄物条例（以下「新条例」という。）第二十七条第一項の規定（第十四条第三項の規定に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の状況に係る報告の公表について適用し、施行日前の状況に係る報告の公表については、なお従前の例による。

3 新条例第二十七条第二項の規定は、施行日以後の期間に係る報告等について適用し、施行日前の期間に係る報告等については、なお従前の例による。

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十三号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時任用職員」を「臨時的任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）」に改め、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「第二十八条の五第一項」の下に「又は第二十八条の六第二項」を加える。
第十条の二に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第三条の二の規定に基づき指定する職員又は特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十四条の二第三項中「、第五条の二」を削る。
第十六条の三の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第十六条の四 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員には、その配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第十八条を次のように改める。

（臨時的任用職員等の給与）

第十八条 企業職員で職員以外のものの給与は、職員の給与との権衡を考慮して管理者が別に定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項及び第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十四号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

付則第三十六項第一号中「第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第三項第二号」を「第十三条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号、第八号、第九号又は第十三号」を「第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

2 新条例付則第三十六項の規定は、平成二十六年十二月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同年十一月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 本号 九〇円 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002
電話 〇三(五三二二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

